

広島県告示第九百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	福山市芦田町大字下有地五九六番五地先から福山市芦田町大字下有地五一六番六地先まで	平成二十三年一〇月一七日